

修正前	修正後
<p>第2章 第1 4 デジタル資料の利活用等 (9頁最終行～10頁)</p> <p>ジャパンサーチや他のアーカイブ機関との連携を図ることにより、市外ではあまり知られていない郷土資料の利用促進を図ることも重要である。</p>	<p>第2章 第1 4 デジタル資料の利活用等 (9頁最終行～10頁)</p> <p>ジャパンサーチや<u>県立図書館</u>など他のアーカイブ機関との連携を図ることにより、市外ではあまり知られていない郷土資料の利用促進を図ることも重要である。<u>(参考：千葉県立図書館のウェブサイト「県内デジタルアーカイブリンク集」から千葉市地域情報デジタルアーカイブへとリンク設定されている。R4.3.31より)</u></p>
<p>第3章 第2 ロードマップ (17頁)</p> <p>4 デジタル資料の公開</p> <p>図書館自ら、システムを構築し、管理・運用を行うことが難しく、コンテンツの量も多くないことから、当分の間、クラウドサービス提供事業者が提供するデジタルアーカイブシステムを活用し、「千葉市地域情報デジタルアーカイブ」としてデジタル化した資料の公開を行うものとする。</p> <p>インターネット上の公開については、著作者（著作権者）、出版者及び資料の所有者又は著作者（著作権者）から権利を譲渡された出版者から許諾を得たもののみとする。デジタル資料のデータは、提供・管理に用いる情報システムのサーバに格納するとともに、バックアップデータを適切な方法で保存する。</p>	<p>第3章 第2 ロードマップ (17頁)</p> <p>4 デジタル資料の公開</p> <p>図書館自ら、システムを構築し、管理・運用を行うことが難しく、コンテンツの量も多くないことから、当分の間、クラウドサービス提供事業者が提供するデジタルアーカイブシステムを活用し、「千葉市地域情報デジタルアーカイブ」としてデジタル化した資料の公開を行うものとする。</p> <p>インターネット上の公開については、著作者（著作権者）、出版者及び資料の所有者又は著作者（著作権者）から権利を譲渡された出版者から許諾を得たもののみとする。デジタル資料のデータは、提供・管理に用いる情報システムのサーバに格納するとともに、バックアップデータを<u>複数作成し、各々別の場所で保管するなど、適切な方法で保存する。</u></p>
<p>(18頁)</p> <p>5 資料デジタル化の成果の利活用等</p> <p>デジタル化資料の日常的な利活用の促進のためには、市民が使い手であると同時に、作り手であるという意識を持てるような地域住民等との協働による構築プロセスが重要であることから、市民の記憶等の収集・記録におけるボランティアの発掘・活用について、モデル事業として実施する。</p> <p>学校に導入された1人1台端末（以下「ギガタブ」という。）の郷土学習のコンテンツとしての利用について、学校のネットワーク環境やデジタルアーカイブ化した資料の充実度等の状況を踏まえつつ、検討を進める。学校に対しては、デジタル化した地域資料についてのPRを積極的に行っていく。</p>	<p>(18頁)</p> <p>5 資料デジタル化の成果の利活用等</p> <p>デジタル化資料の日常的な利活用の促進のためには、市民が使い手であると同時に、作り手であるという意識を持てるような地域住民等との協働による構築プロセスが重要であることから、市民の記憶等の収集・記録におけるボランティアの発掘・活用について、モデル事業として実施する。</p> <p>学校に導入された1人1台端末（以下「ギガタブ」という。）の郷土学習のコンテンツとしての利用について、学校のネットワーク環境やデジタルアーカイブ化した資料の充実度等の状況を踏まえつつ、検討を進める。学校に対しては、デジタル化した地域資料についてのPRを積極的に行っていく<u>とともに、難しい漢字にはフリガナをふるなどの工夫について検討する。</u></p>